

(案)

夢洲まちづくり構想検討会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「夢洲まちづくり構想検討会」と称する。

(目 的)

第2条 夢洲まちづくり構想検討会（以下「検討会」という。）は、夢洲地区での観光拠点の形成など新たな機能を盛り込んだ夢洲全体のまちづくり方針や土地利用等に関して、大阪府、大阪市および関西経済界の知恵を集結し、将来を見据えた広い視点から検討し、構想を策定することを目的とする。

(事 業)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、以下の検討・協議を行う。

- (1) 夢洲地区の果たすべき役割
- (2) 夢洲地区の基本方針（広域観光、港湾機能など）
- (3) 夢洲地区に導入すべき都市機能や土地利用等の検討
- (4) その他、各前号に関連する重要な事項に関する事業

(組 織)

第4条 検討会は別表に掲げる委員をもって組織する。

(会議の運営)

第5条 検討会は会議の運営に関し、以下のとおり定める。

- (1) 検討会にワーキングを置くものとする。
- (2) 検討会の事業に関係があり必要と認める場合には、本会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (3) 検討会は、検討会終了後、次の内容の議事要旨を作成し公表するものとする。
 - ・ 検討会の会議の日時及び場所
 - ・ 出席者の氏名
 - ・ 議題
 - ・ 議事の内容
 - ・ その他検討会が必要と認める事項
- (4) 検討会の事務局は大阪市経済戦略局とする。

(解散)

第6条 検討会は、夢洲まちづくり構想の策定をもって、解散する。

(細目)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営・解散などに関して必要な事項は委員の協議により定める。

(附則)

この規約は、平成26年10月30日より施行する。

別表（第4条関係）

大阪市経済戦略局長	井上雅之
大阪市都市計画局長	川田均
大阪市港湾局長	徳平隆之
大阪府府民文化部長	大江桂子
大阪府商工労働部長	津組修
公益社団法人関西経済連合会専務理事	川邊辰也
一般社団法人関西経済同友会事務局長	齊藤行巨
大阪商工会議所専務理事	灘本正博